

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項及び第二十五条の二十三第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条の二第一号」を「第五条の二第五号」に改める。

第四条の二第一号ハ中「第五条の二第二号」を「第五条の二第一号」に、「第三号、第五号」を「第二号、第四号」に改める。

第五条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

第十七条の十第七号中「変更」の下に「（第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）」を加える。

附 則

この政令は、令和四年八月二十日から施行する。

理由

都道府県知事又は国土交通大臣への協議等を要しない事業計画の軽微な変更の範囲について見直しを行う必要があるからである。